

お隣から木の枝が越境してきたら...

民法の新しいルールを学んで解決しましょう

これまでは自分で切ることができなかつたお隣から越境した木の枝が、民法の改正により自分で切れるようになりました。さて、どんな場合に切れるようになったのでしょうか？

大原則 まずは所有者に切ってくれるようお願いしましょう

新ルール 次の3つのケースに当てはまる場合は、自分で切ることができるようになりました

ケース①

所有者にお願いしたが切ってくれないとき

所有者に催告書を送りましょう

相当期間たっても切ってくれないとき

ケース②

所有者が誰なのか分からないとき・どこにいるのか分からないとき

〔登記などを調べても不明である場合〕

ケース③

急いで切らないと大変なことになりそうな緊急事態のとき

〔台風で枝が折れ自分の建物が傷つきそうな場合など〕

自分で越境した枝を切ることができます

民法第233条

ご安心を

裏面には催告書の一例や相談窓口のご案内がありますので参考にしてください。

催告書の一例

文書を発送する日

令和〇年〇月〇日

隣地の竹木所有者

〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇様

ご自身（土地所有者）

和歌山市〇〇〇14番地
〇〇 〇〇 ㊟

拝啓 突然のご連絡失礼いたします。貴殿の隣地を所有し、居住しております〇〇です。

隣の土地の地番

さて、大変申し伝えにくいことなのですが、現在、貴殿の土地（和歌山市〇〇〇13番地）の東側にある枝木が茂っており、私の土地（和歌山市〇〇〇14番地）まで越境した状態です。

自身の土地の地番

これまでご近所同士ということもあり、ご連絡は遠慮していたのですが、ますます茂る枝木の落ち葉が雨樋を詰まらせるようになり、日常生活にも困るようになっております。そのため、越境した枝木を切除していただきたく、思い切って通知をさせていただいた次第です。

期限つきの依頼

つきましては、手前都合ながら、令和〇年〇月〇日までに何とぞご対応いただければ幸いです。もし、ご都合が付かないようでしたら、ご一報いただければと思います。

発送日から2週間程度は必要です

なお、ご対応いただけないときは民法第233条の規定により、私の方で越境した枝木を切除することになりますが、何分素人であるため、不格好な形になりますことをご容赦ください。

民法で対応する旨を通知

敬具

※上記は一例です。ご自身の状況に合わせて内容を変更してください。

ご自身での枝の切り取りに関して判断が難しい場合などは、専門家にご相談ください。市では無料の相談を実施しています。

○相談専門員や弁護士による相談は
市民相談センター ☎435-1025

お隣が空き家で所有者が分からない場合は、市から所有者に対して適正に管理するよう文書送付も行っています。

○空き家の草木に関するご相談は
空家対策課 ☎435-1091

